

平成 20年 10月 31日

各 位

会 社 名 東福製粉株式会社
代 表 者 名 取締役社長 野上 英一
(コード番号 2006 東証第2部・福証)
問 合 せ 先 総 務 部 長 進藤 孝
TEL (092) 781 - 1661

上場株券に係る時価総額基準の適用の停止に伴う猶予期間の延長について

東京証券取引所より、平成20年10月30日付にて、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち時価総額及び流通時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止する(有価証券上場規程第311条第1項第4号)旨の通達を受けました。(平成20年10月30日付 東証上会1178号)

当社は、平成20年7月の時価総額が10億円未満となったため、有価証券上場規程第601条第1項第4号a(時価総額)に基づく猶予期間入り銘柄となっておりますが、当該、上場株券に係る時価総額基準の適用の停止により、以下の通り取扱われることとなりましたので、お知らせ致します。

1. 猶予期間の延長について

【変更前】

平成20年8月1日から平成21年4月30日までの期間

【変更後】

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの期間

2. 猶予期間の解除について

今回の措置は、時価総額に関する基準の全般に対して適用が停止されるものです。
したがって、平成20年12月までの間に基準を上回っても猶予期間からは出ません。
時価総額基準の適用が再開された後に基準を上回った場合、猶予期間から解除されます。

3. 上場廃止決定について

平成20年12月までの間、上場廃止決定は行いません。

以 上